

被災住宅の応急修理業者の皆様へ

1. 応急修理制度の概要

令和元年台風第19号により住宅が一部損壊（準半壊）以上の被害を受け、自ら修理する資力がない世帯等に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理するものです。

2. 対象となる修理の範囲

台風の被害と直接関係のある修理のみが対象となります。また、あくまで応急修理ですので、対象となる範囲が決められています。詳しくは、「（別紙1）応急修理に係る工事例」をご覧ください。ご不明な点は住宅整備推進課にご相談ください。

3. 修理限度額

修理限度額は次のとおりです。限度額を超えた部分は、被災された方の自己負担となります。

- （1）住宅被害が半壊、大規模半壊又は全壊の場合 59万5,000円（税込み）
- （2）住宅被害が一部損壊（準半壊に限る。）の場合 30万円（税込み）

4. 見積書の作成にあたって

- 見積書は市が作成する様式第3号を使用し、部位ごとの明細を数量等がわかるよう作成してください。
- 被害状況、修理予定箇所の施工前の写真を必ず添付してください。
- 見積書作成の際は、「修理見積書【記載例】」を参考としてください。

5. 注意事項

- 見積り内容については、修理申込者様に十分説明していただくようお願いします。
- 対象となる修理については、川崎市と修理業者様との契約となります。
- 着手前及び施工中（特に隠蔽部）の写真の撮り忘れに注意してください。
- 見積書等を審査後に市から修理依頼書を送付します。それまでは、原則修理を実施しないでください。

6. 修理業者様の提出書類

【見積り時】

- 修理見積書（様式第3号）1部（修理申込者様が確認して記名・押印されたもの）
- 施工前の写真 1部
- 住宅の応急修理指定業者願書（市が協定団体の会員等により作成した業者リストに掲載がない場合）

【工事完了時】

- 請書 1部 ※工事完了時まで提出
- 暴力団排除に係る誓約書1部(川崎市競争入札参加資格の登録がない場合)※工事完了時まで提出
- 工事完了報告書（様式第5号）1部
- 施工写真（施工前・中・完了）1部（写真台紙に張り、施工状況等がわかるよう、そで書きしたもの）
- 請求書 1部
- 振り込み先口座の通帳の写し(口座番号部)(川崎市競争入札参加資格の登録がない場合) 1部
※請書、工事完了報告書、請求書に捺印する印鑑は同じものとしてください。（法人は代表者印）

7. 提出・お問合せ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル6階

川崎市役所まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 活用再生担当

連絡先：TEL:044-200-2253 FAX:044-200-3970 電子メール:50zyusei@city.kawasaki.jp

住宅の応急修理 事務処理フロー（修理業者用）

